

令和 5 年 6 月 19 日現在

機関番号：36301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01429

研究課題名(和文) 国家緊急権とデモクラシー：ワイマール共和国における大統領緊急権の実像

研究課題名(英文) State emergency powers and democracy: the reality of presidential emergency powers in the Weimar Republic

研究代表者

遠藤 泰弘 (Endo, Yasuhiro)

松山大学・法学部・教授

研究者番号：30374177

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、ドイツ・ワイマール共和国の運命に決定的な影響を与えたワイマール憲法48条(大統領緊急権)について、その起草者であるフーゴ・プロイスおよびワイマール末期に同条項の運用に深く関与したカール・シュミットの所論を分析し、その実像と含意を究明しようとするものである。

国家論において対照的な立場にある両者であるが、48条の必要性や48条2項第1文と第2文の関係についての解釈、48条5項に予定されていたライヒ法律の取り扱いといった論点で、結果的に平仄の合う部分を見せる一方、48条4項の濫用や緊急命令権については態度が大きく異なる点など、両者の新たな側面を描き出すことができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、ワイマール憲法の起草者であるプロイスの国家論や憲法制定国民議会における審議過程にまで遡り、大統領緊急権が導入された経緯を跡づけるとともに、ワイマール末期においてその運用に深く関与したシュミットの理論的変遷を負い、ワイマール期大統領緊急権の実像に迫ろうとするものである。

両者の所論の分析を通じて、例外状態に対する法的規制の困難さを吟味し、国家緊急権とデモクラシーというより広い政治学的文脈における視座につなげようとする本研究は、近年生じた例外状態を奇貨として、緊急事態条項の新設をめぐる憲法改正までもが取り沙汰されている現下の我が国の状況に鑑みても、喫緊の課題であると言える。

研究成果の概要(英文)：This study analyses the draftsman Hugo Preuss' and Carl Schmitt's views on Article 48 of the Weimar Constitution (presidential emergency power), which had a decisive influence on the fate of the German Weimar Republic, in an attempt to determine its reality and implications.

Although the two authors are in contrasting positions in their theories of the state, their interpretations of the necessity of Article 48 and the relationship between the first and second sentences of Article 48(2), and their treatment of the laws of the Republic as contemplated in Article 48(5), show areas of agreement in the end, while their attitudes towards the abuse of Article 48(4) and the authority of emergency decree are very different. It was possible to portray a new side of Schmitt and Preuss.

研究分野：ドイツ政治思想史

キーワード：国家緊急権 ドイツ政治思想史 ワイマール共和国 ワイマール憲法48条 フーゴ・プロイス カール・シュミット ヴァイマル共和国 ヴァイマル憲法48条

1. 研究開始当初の背景

(1) ドイツ帝国崩壊後、1919年に成立したワイマール共和国は、当時最先端と見られた民主的憲法を備えていたにもかかわらず、政治や経済は安定せず、やがてナチスが台頭し、独裁政権下で憲法は停止状態に追い込まれた。ここで決定的な鍵となったのが、ワイマール憲法48条のいわゆる大統領緊急権であった。従来の研究では、ワイマール末期における大統領緊急権の運用の問題に関心が集中する一方、大統領緊急権が導入された経緯やワイマール初期におけるその運用については、ワイマール末期の対極的な前史として扱われるにすぎず、本格的な研究の蓄積は希薄である。

(2) しかし、ワイマール共和国における大統領緊急権の実像を明らかにするためには、それが導入された経緯やその運用実態の変遷を究明する必要がある。この作業は、単にワイマール期政治思想史研究上の空白を埋めるというのみならず、非常時における国家緊急権とデモクラシーというより広い文脈においても、有益な視座の提供を期待できる。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、ワイマール憲法の起草者であるプロイスの国家論や憲法制定国民議会における審議過程にまで遡り、大統領緊急権が導入された経緯を跡づけるとともに、ワイマール末期においてその運用に深く関与したシュミットの理論的変遷を追い、ワイマール期大統領緊急権の実態に迫ろうとするものである。

(2) ワイマール憲法48条(大統領緊急権)をめぐるのは、従来、ヒンデンブルク大統領時代末期の濫用に関心が集中してきたため、起草者のプロイスの国家論やその導入過程については、議会制民主主義に対する理解不足という批判的な観点から断罪されることが多かった。一方、ドイツにおいてプロイス著作集の刊行が完結し、プロイスへの注目の高まりから、再評価の試みも一部に見られるが、今度は逆に、ワイマール初期の困難な政治状況からプロイスやエーベルト大統領の取り組みを擁護し、過度に正当化するなど、ドイツ本国においてはいまだにセンシティブな問題であり続けている。

(3) シュミットについては、近年日記帳の解読が進み、第一次世界大戦期のバイエルン第一軍副総司令部で諜報任務に従事していた初期シュミットの実態が明らかとなりつつあり、副総司令部で課された戒厳状態法律研究が、『独裁』の主権独裁論に至る契機となったことが明らかになっている。ここで鍵となるのも、憲法48条の解釈であるが、その『大統領の独裁』(1924年)や『憲法の番人』(1929年)への展開過程、および、プロイスの48条論との影響関係については、いまだ未解明のままである。

3. 研究の方法

(1) 大統領緊急権導入の経緯

プロイスがドイツ革命前の1917年7月の段階で提示していた「ビスマルク憲法改正提案」および1919年の「ワイマール憲法草案」の直接公選大統領制や共和国執行、非常権限をめぐる構想を整理した上で、1919年2月の諸邦委員会の議事録(未公刊)、制憲国民議会議事録、制憲国民議会憲法委員会議事録を分析し、政府第一草案以降に登場する大統領さらには州政府の非常権限挿入や、同条項の共和国執行条項との統合の経緯を中心に、大統領緊急権導入の経緯を解明する。

(2) プロイスとシュミットの48条論をめぐる応酬

まず、軍務を契機とするシュミット「独裁と戒厳状態：一国法学的研究」(1916年)から、1919年ミュンヘン商科大学講義録におけるボダン論、ホップズ論を経て、『独裁』(1921年)における主権独裁論を成立させるに至る理論的發展を跡づける。そして、委任独裁としての48条論の位相を確認した上で、シュミットの委任独裁論を受け入れたプロイスの「合憲的独裁」(1923年)で展開された48条論を分析し、憲法48条導入の狙いや実際政治への適用、共和国政府と州政府の関係などをめぐるプロイスの見解を整理する。その上で、1924年4月のイェナ国法学者大会におけるシュミットの報告「憲法48条に基づく大統領の独裁」で展開された新たな48条解釈とプロイスの48条論の関係を究明する。

さらに、プロイス「憲法48条の意義」(1925年)において、当初48条の意義を積極的に評価

していたプロイスが、48条の法的制限の必要を強調するに至る経緯について、シュミットの48条論との関係およびヒンデンブルク大統領誕生という同時代史との関係に留意しながら、検討する。

(3) これら研究全体の結果は、国内外の学会で報告したり、学会誌や商業誌への論文投稿の他、単行本の出版など、多彩な公表手段の利用に努め、学会や一般読者に広く発信する。特にドイツ本国における本研究の学術的革新性に鑑み、ドイツでの学会発表や独語論文の公刊という形で、ドイツに向けても十分な成果の発信に努める。

4. 研究成果

(1) ワイマール憲法48条の大統領緊急権は、制定当時の政治的危機状況の中で、起草者であるプロイスおよび制憲議会のメンバーにとって、共和国を護るための合憲的独裁として構想され、制定されたものであった。プロイスの意図では、旧ドイツ帝国憲法とは異なる新たな形式における非常権限であり、かつての緊急命令権は認めておらず、ライヒ大統領に臨時の全権が与えられるが、それはライヒ首相もしくは所管大臣の副署と議会からの廃止要求という形で、議会主義的なコントロールのもとに置かれていた。例外状態における48条の権限行使は、あくまでも旧来の秩序を回復させるためのものとして、憲法内にとどまるものであり、憲法を破棄するものではなかった。そして、共和国創立期の連続する内外の危機状況の中で、柔軟かつ状況適応的な運用を可能にするために、ライヒ大統領に可能な限り広範な裁量権を与えようとしたのであった。この48条の必要性については、プロイス、シュミット双方にとっても自明であり、もしも48条のような非常権限がなければ、1933年を待つまでもなく、共和国の命運は早々に尽きていたであろうと考えられる。

(2) 48条の非常権限は、シュミットのいう委任独裁と位置づけることができ、共和国を守るための合憲的独裁として制定されたといえるが、その規定の仕方は一筋縄ではいかなかった。シュミットにおいては当初、48条2項の第1文と第2文の関係は矛盾するものとしてとらえられていたが、プロイスにおいても、第2文の列挙が十分であるかどうかについては検討の余地があるとされていた。列挙法の弱点についての言及とともに、個別の事例において、「憲法を侵犯することなく無視する」という形で、独裁者の措置の範囲を広げる方法が示唆されていた。このプロイスの言及は、シュミットやヤコービーの構成とは強調点も意図も異なるとはいえ、1925年イェナ国法学者大会におけるシュミットとヤコービーが、48条2項の第1文と第2文の関係について、具体的な事例において、憲法規定を無視するという事実上の「措置」の権限を定めた第1文と、列挙された基本権の法的制約を普遍的に除去する「効力の停止」を定めた第2文を切り離し、もともとシュミットによって矛盾ととらえられていた第1文と第2文の関係を整合的に解釈しようとした方向に通じる部分があった。しかし、このようなシュミットとヤコービーの解釈は、同時代の国法学者からは受け入れられず、プロイスも1925年の論稿では、憲法の規範力を強調する叙述を行った。これら一連の経緯は、例外状態に対する法的規制の難しさを改めて浮き彫りにするものであるといえる。

(3) 48条5項において制定が予定されていた施行法について、当初プロイスにおいて早急な制定は見送るべきものとされていたところ、その必要性を説く25年のシュミットの報告を受けてその必要性が広く承認されることとなり、プロイスも25年の論稿において、一転して早急な制定を要請することとなり、この点をめぐっては両者の主張は結果的に平仄が合う形となった。ただし、実際には実現しなかった。

(4) 48条4項の濫用の問題について、シュミットは憲法自体の不備によるものとあっさり処理したのに対して、プロイスは当初から厳しい批判を展開しており、1925年の論稿では、憲法改正による同条項の削除を求めるに至ったほか、緊急命令権の濫用についても厳しく批判した。当初、緊急命令権に批判的であったシュミットが、実践政治との関係もあって、その後曖昧になったのに対して、プロイスは実践政治上の経験を踏まえて、むしろ批判を強める形となった。こうして、当初ライヒ大統領の広い裁量権限を要請していたプロイスは、1925年には、共和国を護るための独裁権限が共和国の秩序を掘り崩すために濫用される危険性を認識し、それに対する法的制限の必要性を前面に打ち出すこととなったが、実際の政治過程は彼の懸念したとおりに推移することとなった。しかしプロイス自身は、同年10月9日に、共和国の行く末を見届けないうまま、その生涯を閉じた。

(5) 以上のとおり、従来国家論において対照的な立場にあるとされてきたプロイスとシュミットは、48条の独裁条項について、お互いに影響を与え合いながらそれぞれの考察を深めていったことが明らかとなった。これらの経緯からは、例外状態に対する法的規制の困難さが改めて浮き彫りとなってくる。共和国を救うために導入され、実際にもワイマール初期においては、起草者の意図通りに機能した場面もあったが、その場合でも常に緊急命令権や48条4項の濫用の危

険を孕んでおり、結果的には共和国崩壊につながっていった。パンデミックや大規模自然災害、ロシア・ウクライナ戦争などを奇貨として、我が国においても、緊急事態条項の導入等に向けた憲法改正が取り沙汰されることもあるようであるが、これら歴史の教訓を踏まえるならば、このような論議には、最大限の慎重さが求められる。

(6) 上記研究の成果は、2022年11月にイタリア・メナージョで、ヨーロッパの主なシュミットイアンが一堂に会して開催された国際研究集会(カール・シュミット『大地のノモス』ヨーロッパ中心主義的国際法の領域と批判)に参加して、「Nomos der Erde und die ostasiatische Weltordnung」と題して研究報告を行ったほか、2023年3月にオーストリア・ウィーン大学法学部においても、「Artikel 48 der Weimarer Verfassung: Hugo Preuss und Carl Schmitt im Streit ueber den "Diktaturartikel"」と題して講演を行うなど、国際的な研究成果の発信にも努めた。いずれも高い評価を得て、前者の原稿はドイツの国際法雑誌(Archiv des Voelkerrecht 特別号)への投稿を打診され、後者については、オーストリアの雑誌への投稿を打診されて、現在独語論文の公刊に向けた作業を行っている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 7件）

1. 著者名 遠藤泰弘	4. 巻 2021-11
2. 論文標題 フーゴ・プロイスとカール・シュミットーヴァイマル憲法48条をめぐる	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 年報政治学	6. 最初と最後の頁 257-281
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.7218/nenpouseijigaku.72.2_257	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 遠藤泰弘	4. 巻 31巻7号
2. 論文標題 ヴァイマル憲法48条をめぐるドイツ国民議会における審議過程（3）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 松山大学論集	6. 最初と最後の頁 33-46
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 遠藤泰弘	4. 巻 32巻1号
2. 論文標題 ヴァイマル憲法48条をめぐるドイツ国民議会における審議過程（4）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 松山大学論集	6. 最初と最後の頁 113-127
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 遠藤泰弘	4. 巻 32巻
2. 論文標題 愛媛から学ぶ市民選挙の可能性	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 松山大学論集	6. 最初と最後の頁 73-94
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 遠藤泰弘	4. 巻 31
2. 論文標題 ヴァイマル憲法48条をめぐるドイツ国民議会における審議過程(2)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 松山大学論集	6. 最初と最後の頁 67-82
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 遠藤泰弘	4. 巻 30
2. 論文標題 ヴァイマル憲法48条をめぐるドイツ国民議会における審議過程(1)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 松山大学論集	6. 最初と最後の頁 81-98
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 遠藤泰弘	4. 巻 1
2. 論文標題 フーゴー・プロイスの国際法論	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法と文化の制度史	6. 最初と最後の頁 111-142
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 遠藤泰弘	4. 巻 34
2. 論文標題 「国民代表」とは何か～愛媛県第2区(旧3区)の実例に基づく憲法43条の考察(上)	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 松山大学論集	6. 最初と最後の頁 143-174
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 遠藤泰弘	4. 巻 35
2. 論文標題 「国民代表」とは何か～愛媛県第2区（旧3区）の実例に基づく憲法43条の考察（下）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 松山大学論集	6. 最初と最後の頁 23-61
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計18件（うち招待講演 17件 / うち国際学会 3件）

1. 発表者名 遠藤泰弘
2. 発表標題 安全保障をめぐって：ロシア・ウクライナ戦争のインパクト（1）
3. 学会等名 伸進館コロキウム（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 遠藤泰弘
2. 発表標題 安全保障をめぐって：ロシア・ウクライナ戦争のインパクト（2）
3. 学会等名 伸進館コロキウム（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 遠藤泰弘
2. 発表標題 フーゴー・プロイスとカール・シュミット：ヴァイマル憲法48条をめぐって
3. 学会等名 日本政治学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 遠藤泰弘
2. 発表標題 フーゴー・プロイスとカール・シュミット：ヴァイマル憲法48条をめぐって
3. 学会等名 戦時法研究会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 遠藤泰弘
2. 発表標題 愛媛から学ぶ市民選挙の可能性
3. 学会等名 連帯兵庫みなせん（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 遠藤泰弘
2. 発表標題 自民党改憲4項目の緊急事態条項の問題点
3. 学会等名 憲法を守り活かす愛媛の会 学習会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 遠藤泰弘
2. 発表標題 参院選愛媛選挙区における取り組みについて
3. 学会等名 選挙研究会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 遠藤泰弘
2. 発表標題 参院選愛媛選挙区における取り組みについて
3. 学会等名 市民連合全国意見交換会 基調講演（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 遠藤泰弘
2. 発表標題 日本政治の展望－「安倍一強」政治のゆくえ
3. 学会等名 台日法学研究交流研究会（台湾成功大学）（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 遠藤泰弘
2. 発表標題 日本政治の展望－「安倍一強」政治のゆくえ
3. 学会等名 憲法を守り活かす愛媛の会 総会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 遠藤泰弘
2. 発表標題 自民党改憲案の緊急事態条項とは何か？その危険性について
3. 学会等名 憲法カフェ・西条（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Yasuhiro Endo
2. 発表標題 Carl Schmitts Nomos der Erde und die ostasiatische Weltordnung
3. 学会等名 Carl Schmitt: Der Nomos der Erde - Kritik und Kreise des eurozentrischen Voelkerrechts - (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Yasuhiro Endo
2. 発表標題 Artikel 48 der Weimarer Verfassung: Hugo Preuss und Carl Schmitt im Streit ueber den "Diktaturartikel"
3. 学会等名 Gastvortrag des Instituts fuer Rechts- und Verfassungsgeschichte der Universitaet Wien (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 遠藤泰弘
2. 発表標題 「安全保障をめぐる：ロシア・ウクライナ戦争のインパクト」
3. 学会等名 伸進館コロキウム (招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 遠藤泰弘
2. 発表標題 「安全保障をめぐる：ロシア・ウクライナ戦争のインパクト」
3. 学会等名 伸進館コロキウム (招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 遠藤泰弘
2. 発表標題 「ヒトラーをなぜ止められなかったのか ~ ドイツの教訓からブーチン擁護論の問題点を考える」
3. 学会等名 伸進館コロキウム（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 遠藤泰弘
2. 発表標題 「丸山眞男『超国家主義の論理と心理』を読む」
3. 学会等名 伸進館コロキウム（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 遠藤泰弘
2. 発表標題 「Nation とは何か ~ フランス革命とナポレオン戦争 創られた伝統と天皇制」
3. 学会等名 伸進館コロキウム（招待講演）
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 松山大学法学部編集委員会	4. 発行年 2022年
2. 出版社 ぎょうせい	5. 総ページ数 140
3. 書名 法学部における学びの視点	

1. 著者名 遠藤泰弘、井口秀作、倉澤生雄	4. 発行年 2022年
2. 出版社 松山大学総合研究所	5. 総ページ数 200
3. 書名 愛媛における立憲主義と民主主義をめぐる学際的研究－憲法学、行政法学、政治学の観点から－	

1. 著者名 野口 雅弘、山本 圭、高山 裕二（編）	4. 発行年 2021年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 216
3. 書名 よくわかる政治思想	

1. 著者名 遠藤泰弘、倉澤生雄、井口秀作	4. 発行年 2019年
2. 出版社 松山大学総合研究所	5. 総ページ数 127
3. 書名 現代日本の立憲デモクラシーをめぐる学際的研究－憲法学、行政法学、政治学の観点から－	

1. 著者名 遠藤泰弘、森本あんり、板橋拓己、高山裕二	4. 発行年 2019年
2. 出版社 松山大学総合研究所	5. 総ページ数 59
3. 書名 松山大学地域研究ジャーナル第29号 松山大学法学部創立30周年記念シンポジウム「ポピュリズム化の時代にどう向き合うか」	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
ドイツ	ハイデルベルク教育大学	ケルン大学		
オーストリア	ウィーン大学			
イタリア	ヴィラ・ヴィゴーニ			